



自分の意見を述べるとき

言葉の力と裁判

●意見を述べること

社会に出たときに自分の意見を述べる場の一つに、「裁判員制度」があります。裁判員制度について定めた法律では、議論の中で「意見を述べなければならない」と明記されています。裁判員は、「審理」で証言や証拠を確認します。続く「評議」で、裁判員は、被告人の有罪・無罪や刑の重さを決めるために根拠を踏まえて主張し、話し合いで一つの結論を導く必要があります。

●裁判における根拠

ここでいう「根拠」とは、次の三つの証拠をさします。

- ・物証 被告人や被害者の衣服や髪の毛など、形のある物。
- ・人証 被告人や証人などが話した内容。
- ・書証 被告人や被害者の手紙や電子メールなど、文書の内容。

●根拠を踏まえて主張するための工夫

根拠を踏まえて主張するためには、どのような工夫をすればよいでしょうか。

20

15

10

5

裁判の審理や評議に必要な言葉の力

聞く力

長時間の審理を集中して聞いたり、評議で他の裁判員の意見を聞いたりする中で、事実と主張を聞き分ける力が必要。

書く力

証言や裁判官の発言、他の裁判員の意見などを聞きながら、大切な内容をメモしたり、自分の考えを述べるためのメモをまとめたりする力が必要。

読む力

事件などに関する資料を正しく読む力が必要。

話す力

有罪・無罪について、根拠を踏まえて明確に自身の考えを主張できる力が必要。



裁判員裁判の審理が行われる法廷

重要な数値や場所名などのメモを取る。
 検察官や弁護人の話は、事実と主張を分けてメモを取る。